

制定 平成27年4月14日

省エネ機器設備導入支援事業助成要領

特定非営利活動法人 水産業・漁村活性化推進機構

特定非営利活動法人 水産業・漁村活性化推進機構（以下「水漁機構」という。）は、「漁業経営体質強化機器設備導入支援事業交付要綱」（平成23年11月21日付け23水漁第1450号農林水産事務次官依命通知）及び「漁業経営体質強化機器設備導入支援事業実施要綱」（平成23年11月21日付け23水漁第1456号農林水産事務次官依命通知）に基づき省エネ機器設備導入支援事業を実施するため、以下のとおり省エネ機器設備導入支援事業助成要領（以下「助成要領」という。）を定める。

1. 事業の目的

東日本大震災により被害を受けた漁業者等がグループを構成し、被災地の漁業を単なる復旧に留まらない、省エネルギー性能に優れた高収益・環境対応型漁業へ転換するために必要な機器設備を導入することにより迅速に効率的な漁業を再建しようとする取組を支援する。

2. 漁業者グループの要件等

助成対象となる漁業者グループの要件は以下の通り。

- ① 漁業者グループについては、全員が、東日本大震災により漁船または漁具（漁業用機器設備を含む。以下、「漁船等」という。）に被害を受け、かつ、機器の導入を希望する者であり、5名以上で構成されたグループであること。
- ② 同一地域に住所を有しない者がグループを構成する場合にあっては、同一の漁業種類を営み、同一漁場で操業していること等グループを構成するための合理的な事由があること。
- ③ 平成23～26年度事業で助成承認を受けた漁業者は、27年度事業では対象外とする。ただし、募集を終えた段階で、予算の余裕がある場合には、別途検討する。

3. 支援の対象となる機器設備と助成対象経費

① 支援の対象となる機器設備

水漁機構が水産庁長官の承認を受けた「省エネ機器設備基準」に記載された機器であること。消耗品、オプション品は対象外とする。なお、導入する機器は一人1機種、1台に限る。

「省エネ機器設備の基準適合証明書」を添付して導入機器が適合していることを証明すること。

その他以下の事項に留意すること。詳細は「省エネ機器設備基準」を参照。

OLED 集魚灯

相当程度の省エネ効果を得るため以下導入条件を満足すること。

- ・さんま棒受網漁船

LED 集魚灯を全装もしくは換装後の集魚灯総出力（定格）を既存集魚灯総出力の 50%以下とすること。

- ・イカ釣り漁船

換装後の集魚灯総出力（定格）を既存集魚灯総出力の 70%以下とすること。

※オプション品は対象外であるが、付帯設備の電源装置、制御盤は対象とする。

○漁船用エンジン（船内機）

○漁船用エンジン（船外機）

新規導入の場合は、漁船建造申請書等写しを添付すること。

② 助成対象経費

助成対象経費は、上記①の機器設備を導入するために必要な以下の経費で、原則として必要と認められた経費の 1/2 以内（※（下取価額、消費税相当分を除く））を助成する。

※ただし、募集が多数の場合は、予算の範囲内で優先順位（別添参照）を付けて調整を行う場合がある。

また、事業費から算出された助成金の額は、千円単位（百円以下切り捨て）とする。

○省エネ機器設備の購入費用及び設置費用

○従前の設備の撤去費用

※資材費用及び機器設備以外の設置に要する工賃等は認めない。

③ 事業適用期間

本事業による省エネ機器設備導入は、原則として助成金交付決定の日から平成 28 年 3 月 31 日までとする。

また、事業実施期間内（平成 28 年 3 月 31 日まで）に事業遂行が困難となった場合は、完了できない理由及び現在の進捗状況を記載した書面を漁業者グループから水漁機構に提出し、水漁機構は農林水産大臣に報告してその指示を仰ぐ。延長が認められた場合、水漁機構は最終期日ほかを漁業者グループに連絡する。

4. 漁業者グループからの応募（事業の申請）

- ① 本事業を実施しようとする漁業者グループは「省エネ機器設備導入支援事業費助成金交付申請書」（別記様式第 3 号）、「省エネ機器設備導入計画」（別添 1）、「被害状況説明調書」（別添 2）のほか、下記提出書類を取り纏め団体（漁協・漁連・漁業種別団体等）を経由して水漁機構に提出する。

※別添 2 は、被害内容及び被害による操業への影響等に関し、具体的に記載すること。

例：津波の影響で漁船が岸壁に衝突したことにより漁船右舷が大破したため、修理に要した 3 ヶ月間、操業できなかった等

- ② 取り纏め団体は各漁業者グループが作成し、本事業の取組内容を記載した「漁業者グループの取組要旨」を取り纏め、水漁機構にデータで送信すること（メール等）。

- 提出締切期日：平成27年5月29日（金）
- 提出先：〒101-0047
 東京都千代田区内神田2-2-1 鎌倉河岸ビル5階
 特定非営利活動法人 水産業・漁村活性化推進機構事務局
 TEL：03-6866-7110
 FAX：03-6866-7113
 担当者：露崎（ツガキ）
 Eメール：taishitsukyoka@fpo.jf-net.ne.jp
 水漁機構ホームページ：<http://www.jf-net.ne.jp/fpo/index.html>
- 提出書類
 - a 省エネ機器設備導入支援事業助成金交付申請書（別記様式第3号）
 「省エネ機器設備導入計画」（別添1）、「被害状況説明調書」（別添2）
 - b 漁業者グループの取組要旨（各漁業者グループで作成後、取り纏め団体にて各都道府県内一覧表を作成）
 - c 省エネ機器設備の基準適合証明書
 - d 漁業者グループの規約
 - e 機器設備の経費に係る入札、合見積書（明細が一式となっているものは認めない。）
 - f 省エネ機器設備の管理運営規程
 - g 取得した機器設備の財産管理台帳
 - h 共同所有契約書

（注1） 入札・合見積は3社以上からとること
 （注2） 入札・合見積をとる際、以下に掲げる者から調達する場合には、利益排除を行うこと
 ア 構成員自身
 イ 構成員の100%同一資本（出資）に属する上記アのグループ企業
 ウ 構成員の関係会社（上記イの企業等を除く）
 （注3） 見積書の明細は、本体とオプション品（付属機器別）、その他（資材、工賃などの明細添付）の費用を区分すること
 ※漁業者グループの各構成員が複数のメーカーの機器を購入することや複数の販売店より機器を購入することは構わない。但し、同一機種は、見積価格の最も安い販売店より購入するものとする。

5. 事業の交付決定

- ① 水漁機構は、応募のあった「省エネ機器設備導入支援事業費助成金交付申請書」に記載された機器設備が「省エネ機器等基準」に掲げる機器であることを確認する。
- ② 水漁機構は、漁業者グループから提出された助成金交付申請の内容が基準に合致していると認められた場合、「省エネ機器設備導入支援事業費助成金交付決定通知書」（別記様式第4号）を交付する。

6. 事業結果の報告及び助成金の交付請求

- ① 漁業者グループは、事業終了後、下記提出締切期日までに以下の必要な書類を添付し、「省エネ機器設備導入支援事業に関する実績報告書」（別記様式第6号）及び「省エネ機器設備導入支援事業費助成金精算払請求書」（別記様式第7号）を取り纏め団体を經由して水漁機構に提出する。
- ② 漁業者グループからの助成金の請求は、基本的には一括精算払いとするが、事業途中で概算払いを請求することができる。概算払いについては、事前に水漁機構と協議し、水漁機構が適当と認めた場合に「省エネ機器設備導入支援事業費助成金概算払請求書」（別記様式第5号）をもって請求できる。
- ③ 取り纏め団体は、漁業者グループが作成した実績報告書等を取り纏めて、「漁業者グループの事業実績要旨」を作成し、水漁機構にデータで送信すること（メール等）。

○添付書類

ア 請求額確認のための証ひょう書類

請求にあたっては、契約関係書類（ある場合）、請求書・領収書、振込依頼書（金融機関の振込証明書でも可）・納品書（すべて写）等を添付する（別掲参照）。

イ 工事完了を証明する書面

導入する機械設備の工事等の完了を証明する下記の書類等を提出すること。

- a 施工業者等が発行した工事等の完了証明
 - b 設置位置図・仕様書・設計図等の機器設備の所在及び内容を示す図面
 - c 工事完了及び機械設備の型式を特定し得るよう複数枚で構成した証拠写真
- ※写真での証明ができないものについては助成できない。

ウ 機器設備に係る入札書や合見積書（写）、交付決定通知（写）。

- 交付請求締切期日 : 平成28年2月5日（金）

注：交付請求が平成28年2月5日までに間に合わないことが判明した時点で、速やかに状況を水漁機構へ連絡すること。

7. 助成金の支出

水漁機構は、助成要領6の①の「省エネ機器設備導入支援事業に関する実績報告書」（別記様式第6号）等の提出を受け、事業実施内容を確認したのち、漁業者グループに対し、「省エネ機器設備導入支援事業の助成額の確定通知」（別記様式第8号）により、助成金の額の確定と支払の通知を行うとともに、金融機関に開設した漁業者グループの口座に助成金の支出を行う。

8. 導入機器設備に係る管理

- ① 漁業者グループは、本事業により導入した機器設備については、「省エネ機器設備導入支援事業で取得した機器設備の管理運営について」に基づき、「省エネ機器設備導入支援事業の管理運営規程」及び「省エネ機器設備の管理台帳」を作成するとと

もに、適正な管理運営を行わなければならない。（添付資料③、④参照のこと）

- ② 漁業者グループは、「農林畜水産業関係補助金等交付規則」（昭和31年農林省令第18号）に定める処分制限期間内に、事業により導入した機器設備の処分（廃棄、目的外使用、売却、譲渡、交換、貸与、担保提供）を行ってはならない。

9. 文書の保管

漁業者グループの会計帳簿及び収支に関する証拠書類の保管期間は、補助事業完了の日の属する会計年度の終了後、5年または上記処分制限期間のうち、どちらか長い期間とする。

10. 交付決定後の事業内容変更

事業を実施した漁業者グループは、次の場合は、水漁機構と協議し変更の承認を受けなければならない（疑義が生じたら、速やかに水漁機構に相談すること）。

- ① 変更承認が必要な場合
- a 漁業者グループの代表者及び構成員の変更
 - b 導入施設又はその設置（管理）場所の変更
 - c 水漁機構が変更申請の必要があると認めた場合
- ② 変更承認に必要な提出書類
- a 変更内容を確認できる資料（議事録）
 - b 省エネ機器設備導入支援事業変更実施申請書（別記様式第3号-2）
 - c 省エネ機器設備導入計画（変更）（別添1）
 - d 省エネ機器設備導入の管理運営規程
 - e 省エネ機器設備導入支援事業により取得した機器設備の財産管理台帳
 - f 共同所有契約書

11. 他事業への参加に伴う水漁機構への報告

以下の①及び②に該当する場合には、漁業者グループは水漁機構に対して速やかに連絡すること。水漁機構への連絡の結果あるいは連絡をしないまま該当の事実が明らかとなった際には、①の場合は採択不可又は取消、②の場合は本事業による助成金の返還を求めることがあります。

- ① 本事業に参加する時点で、漁業者グループ（及び構成員）が、本事業で助成を受け導入する省エネ機器設備を活用し、他補助事業（国・県を問わず）に参加することが明らかな場合。
- ② 本事業に参加した漁業者グループ（及び構成員）が、本事業で助成を受け導入した漁業用機器設備を活用し、他補助事業（国・県を問わず）に参加することが明らかとなった場合。

以上